

# 新潟大学の科学者行動規範・科学者の行動指針

平成18年12月15日制 定  
平成27年10月16日一部改正  
新潟大学

## 新潟大学の科学者行動規範

科学は、科学者の自由な発想と着実な努力の上に成り立つ。このため科学者には学問の自由が与えられ、自らの専門的な判断に従って真理を探求することが許されている。

このような、社会から寄せられた信頼は、科学研究が人類の共有する知的資産を生み出してきたことに由来しており、先達の努力の賜物である。一方で、これらの社会的認知は科学者が自ら、社会からの期待を理解し、その負託に応えるだけの気概と倫理的責任感を持つことによってはじめて持続されるものである。特に、国立大学法人は研究組織であるとともに、国から大きな支援を得て、次代の科学者を育てる教育機関であることに鑑みると、本学に属する科学者の倫理的責任は重い。

本学の科学者は、その分野を問わず、このような社会からの認知に応えるべく努力を続けているが、同時に、科学の健全な発展のために、日本学術会議に代表される全国の科学者の声明に呼応して、このたび自律的な行動指針を策定した。

## 科学者の行動指針

### 1. 科学者の責任と行動

科学者は、自らの生み出す知的資産の質を担保するとともに、その結果が人類の健康と福祉、社会の安定と安寧、地球環境の保全に及ぼす影響についての責任を有する。

科学者が生み出した成果は、次の世代の科学者に引き継がれ、豊かな人類社会の実現に寄与する。従って各々の科学者の行動は自らの世代のみでなく、後続の成果をも左右することに鑑み、大きな責任を持つことについての洞察力を持って行動することが求められる。

### 2. 説明と公開

科学者は、自らが携わる研究の学術的・社会的意義について説明する義務を負う。さらに、公表した成果についての研究データ、調査データを記録かつ保存し、求めに応じて公開する責務を負い、捏造、改ざん、盗用などの不正行為は行わないと同時に、疑いを招く行動には加担しない。

### 3. 法令および実験倫理の遵守

科学者は、研究の立案・実施にあたって、法令や関係規則を遵守するとともに、研究費の適正な使用等の社会的責任を果たす。さらに研究協力者の人格、人権を尊重し、個人情報の管理に留意するとともに、遺伝子組換え・動物実験等を含む実験倫理を遵守する。

### 4. 軍事への寄与を目的とする研究

科学者は、その社会的使命に照らし、教育研究上有意義であって、人類の福祉と文化の向上への貢献を目的とする研究を行うものとし、軍事への寄与を目的とする研究は、行わない。

## 5. 利益相反

科学者は、自らの研究の成果と、自ら獲得しうる社会・経済的利益とのかかわりにおいて、社会からの疑念を招かないように十分な注意を払う。

以上に示した行動規範の遵守に資する環境を大学として整備するために、研究機関として、上記行動規範、および指針の周知徹底を図るとともに、研究倫理教育を進める。さらに、不適切な行動のおそれがある場合に対処するための相談窓口、調査組織、審議機関などを含む組織的体制を整備する。

※平成27年10月16日付で 科学者の行動指針を一部改正し、「4. 軍事への寄与を目的とする研究」として、軍事への寄与を目的とする研究を行わないことを定めた。